

第二百五号議案

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百合子

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条に次の一項を加える。

6 救護施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。
い。

第二十三条第一項中「利用者」を「入所者」に、「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「第二項」の下に「及び第六項」を加える。

第二十四条第一項中「利用者」を「入所者」に、「更生計画」を「個別支援計画」に改め、同条第二項中「利用者」を「入所者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づ

く民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（令和六年厚生労働省令第百十八号）の施行による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第百十八号）の改正に伴い、救護施設における個別支援計画の作成に係る規定を設けるほか、規定を整備する必要がある。